

令和5年度 社会教育委員会議第5回定例会議事録（摘録）

1 日 時 令和5年10月31日（火） 午後6時30分～午後8時30分

2 場 所 高津市民館 大会議室

3 出席者

(1) 委 員

中村委員、奥平委員、森島委員、吉村委員、岩木委員、石村委員、齋藤委員、
山本委員、町田委員、大津委員、井口委員、秋元委員、河村委員

(2) 事務局

大島生涯学習部長、山口生涯学習推進課長、米井生涯学習推進課担当課長（事業調整）、
竹下文化財課長、関生涯学習推進課課長補佐（管理・振興）、大原地域教育推進課課長補佐
（地域教育・寺子屋推進）、小林職員、柳尾職員、小田職員

4 議 題（すべて公開）

(1) 報告事項

① 専門部会報告 【資料1】

② 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について【資料2-1】

川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について【資料2-2】

川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定について【資料
2-3】【資料2-4】

川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の制定について【資
料2-5】【資料2-6】

③ 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報
告書（令和4年度版）【資料3】

5 その他

6 傍聴 8人

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、令和5年度第5回社会教育委員会議を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、御報告させていただきます。この会議は市の審議会等の会議となっており、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、個人情報に関わる事項を除き、公開が原則となっております。会議の内容や発言された委員のお名前も含め公開の対象となっておりますので、御了承をいただけますようお願いいたします。

また、本日は傍聴の方がいらっしゃっていますことを、併せて御報告させていただきます。

本日の委員の出席状況は、20名中10名の御出席をいただいております。委員の定数の半数以上となっておりますので、川崎市社会教育委員会議規則第4条の2に基づき、会が成立していることを御報告いたします。

なお、本日の終了は、会場の都合もございますので、遅くとも20時30分とさせていただきます。

続いて、本日の資料の確認をさせていただきます。

< 資料の確認 >

また、令和5年度第4回、前回の定例会の会議録(案)につきましては、事前にメールでお送りさせていただいておりますが、こちらの内容で確定としてよろしいでしょうか。

< 確認のうえ、承認 >

それでは、早速、議事に入らせていただきます。以降の議事運営につきましては、議長をお願いしたいと思います。中村議長、よろしくお願いいたします。

【中村議長】 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

報告事項(1) 専門部会報告について、事務局からお願いいたします。

< 事務局から専門部会報告について、資料1に基づき説明 >

【中村議長】 ありがとうございます。事務局からの説明について何か御質問、御意見があればお願いいたします。

私から一つよろしいですか。主な意見ということで、今後検討していかなければいけないこと、今後に生かすことがいろいろと書かれていますが、中には、すぐにできるかもしれないと思うこともあります。そういうことに関しては、矢印を引いて、これは実施済みというように何か書いていただけると分かりやすいかなと思いました。それは難しいでしょうか。

【事務局】 専門部会報告の様式については、ブラッシュアップをしながら今の形になっております。おっしゃるとおりだと思いますので、できる部分については、今どうなのか、

報告している本日付でどうなのかというようなことが記載できるようであれば、表し方を現場と調整して、より良い形にしていきたいと思います。

【中村議長】 ありがとうございます。最後におっしゃっていた麻生市民館専門部会の資料に関しては、参考資料から資料に格上げしていただいたということでよろしいですね。

【事務局】 はい、おっしゃるとおりでございます。専門部会のほうでの資料ということになりますので、専門部会報告の一連ということで、資料1の2にさせていただきます。

【中村議長】 ありがとうございます。ほかには何かございますか。
続きまして、報告事項2について、事務局からお願いします。

＜ 事務局から、川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定・川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定・川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則の制定・川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則の制定について、資料2-1～2-6に基づき説明 ＞

【中村議長】 ただいまの所管課からの御報告について、何か御質問、御意見はございますか。

【奥平副議長】 10月6日の文教委員会の質疑、意見についてのまとめを御用意いただいたということでありがとうございます。前半の部分は、僕の個人的な意見ですが、経費縮減額というところで数字が具体的に表示されたことについては、金額として大きなものを出されているので、僕は比較的ショックを受けています。今の御説明では、現状の職員の方の頭数で出されているというふうに御説明いただいたと認識しています。もともと川崎市の職員の方と神奈川県平均給与を比較するという、その基準の違いなみたいなものに関しても、どういうものなのかなというのは、個人的には意見がありますが、経費縮減が主たる目的にならないような形でぜひ仕様書等を検討していただきたいなと思っています。公契約条例のことで、報酬下限額を定めるということでしたが、私の認識では今、最低賃金のプラス60円ぐらいの金額ではなかったかと思っています。これといわゆる専門性のある方を採用するときのコストというのは、必ずしも一致しないのではないかなと認識していますので、公契約条例が定める下限額を当然下回らないようにはすべきだと思いますが、この専門性を担保する上では、一定の人件費の基準に関しては、期待をしたいなというところでもあります。この次にあります、予算をしっかりと確保していきたいというところに関して、ぜひ御検討いただきたいというのが私の意見です。

また、事業評価の実施方法について、セルフモニタリングを行いながら評価の事項を検討していきたいということがありますが、この評価軸というのは、最終的には公開されますか。

【米井生涯学習推進課担当課長】 評価の軸については、最終的には公開をさせていただきます

す。

【奥平副議長】 その評価の検討のプロセスでも、我々は社会教育委員会議の中でも関与ができていけたらいいなと思っていますし、この次にあります検証に関する取組で、社会教育委員会議に報告し意見をいただきたいというふうに御回答をいただいていると思いますので、我々の会議の中でもその責任を負っているなということを感じましたところでございますので、引き続き状況に関しては注視していきたいなと思っています。

【中村議長】 ほかにはいかがでしょうか。

【秋元委員】 指定管理制度を導入というのは、去年、いろいろ活発な議論があったというのを記憶しておりまして、それを考えて、令和4年度の社会教育委員会会議の第2回、7月27日、指定管理制度について、資料2-1という形で審議報告（案）という提言がありましたので、それをもう一回読み直しました。大分時間がたって記憶は曖昧ですが、今、事務局のほうから御説明があったように、制度導入の経緯が三つあって、一番目は、市議会、9月14日に管理経費の縮減についての質疑を、二番目に、10月13日に文教委員会で、ここにおいて制度について賛成多数可決という形で決定したのだということを理解しました。三番目に、10月24日教育委員会の定例会議、これを見まして、指定管理者募集を令和6年4月に予定している、という流れを確認いたしました。これを受けて、私も参加させていただいているこの社会教育委員会議として、どのようにして関わるのか、制度としてはもうこれは10月13日に決定したことなので導入後どうあるべきかということについて、この社会教育委員会議で我々はどういう発言をしたのかと。4月に向けて広報を出すということで、仕様書等の策定があるので、そこにやはり社会教育委員会議としても関わっていくべきではないかと思いました。そういう観点から、もう一回、昨年の令和4年度の社会教育委員会議の第2回の定例会の指定管理制度についての部分を見直しました。私の発言を反映していただいたことはありがたいのですが、特に思いますのは、9月14日の市議会で、議員さんから管理報酬の削減というのが図書館条例第5条に書いてある等、かなりいろいろと議論がなされたことを市議会の広報で確認させていただきました。経費削減が目的じゃないということも明記されているので、そのとおりだとは思いますが、昨年の社会教育委員会の令和4年第2回ときの審議報告資料2-1で列記をする中に、指定管理料制度導入後の指定管理料の評価で、特に各種経費情報の公開という項目があります。これは私が入れていただくようお願いした部分です。導入が決まった後、そして5年後にはいずれまた評価が行われるだろうということが見えているので、そういう意味で導入後の評価、経費を含めて、特に図書館条例の第5条、管理経費の削減というのは明記されていますので、仕様書策定に当たって、できれば積極的に助言というか提言ができれば、今まで一年半以上関わっていた者として、責任が果たせるかなと思っています。具体的には、一年前の話の繰り返しになってしまいますが、指定管理制度を導入に伴って、ある意味でこれは川崎方式というか、一つの研究成果だと思いますが、図書館全体のマネジメントを行う直営の中原図書館だけではなく、例えば川崎図書館、高津図書館、多摩図書館と、それぞれが

指定管理になる先の幸図書館、宮前図書館、麻生図書館とが先生と弟子の関係ではありませんが、個別指導が実現するようであればそれはすばらしいなと思っております。ただ、私が思うに、そういうことをやるというのは、例えば、直営館の館長さんが、一々行ってレファレンスの研修を実施したり、一々すぐ駆け込んでこうですよという来館者対応するというのは、かなりそこに労力を取られてしまいますので、実際には無理だと思います。いわゆる市の正規職員の方が、例えば中原図書館であれば、レファレンス研修を担当される資料調査係担当者の方が指定管理館に出向かれるのかもしれませんが、全ての指定管理館を密に回るというのは無理です。やはり、宮前図書館については高津図書館の職員の方が、そして、麻生図書館については多摩図書館の職員の方が、幸図書館については川崎図書館の職員の方が、チームを組んでやっていくというのは必要だし、それがないと、もうこれは委託しました、いや、もう、委託仕様書どおりですから勝手にやってください、そのとおりにルーチンに行きますよだと、お客様の生の声が聞こえてこなくなってしまうと思います。いくら業務日誌で、それを報告するとか、クレームがこうありましたという報告があっても、やはり生で、それぞれの地域によって来られるお客様の特性とか、地域性、どういうジャンルに興味を持ってどういう本を求めているかというのだったらまた違うと思います。それははっきり言ってクレームもあるでしょうし、こういう本を選んでもらってよかったというお礼の言葉もあるでしょう。悪い方も良い方も両方あると思います。パソコンでもって提出した計量的な数字、来館者がこれだけ増えました、貸出冊数がこれだけ増えました、図書館司書の有資格者名簿、図書館司書率がどれぐらいである、そういった計数的なもの、これだけではやはり十分ではないと思います。そういうことを教育委員会のほうでちゃんと議論されています。数、計数といった定量だけではなく、質、内容といった定性の問題である、ということも討議していらっしゃると思います。ただし、それをやるにはやはりそのタイアップする人員体制が必要不可欠です。経費削減で年間3,600万円、図書館の人員費削減という見積りが、これが民間活用事業評価委員会に諮るための試算だというふうに書いてありますので、定量的な面においてはそうかなと思います。しかし、あくまでもそういうレファレンスとか質的な面、そういう面について、やはり逆にプロパーといいますか、図書館の館長さんとまでは言わないにしても、そういう調査を係長さんなりが、場合によっては月に一回は必ずその事務対応で行くとかいうようにして時間を割く。それが無理であれば、そういう専門、専管の人をつける。私の勝手な提案としては、図書館の館長経験のあるOBの方がそういう形で月一回、今日は幸図書館で、今日は宮前図書館で、今日は麻生図書館で、というふうに、ほぼ一日指定管理となる図書館に在館して、非正規職員の方にレファレンスの在り方とか、選書の在り方、資料の配架というものを個別に指導し、本当にレファレンスの必要があればそこでやってお手本を見せていく。そういう先輩方の支援があれば、指定管理者制度導入により懸念される問題点もかなり解消できるのではないかと、思っております。経費削減が悪いとは思いません。不必要に過大な出費はおかしいですし、市民の税金で成り立っているものですから、必要な経費、人員費であるかどうかという検証は必要です。しかし、経費削減、第5条ばかりが一人歩きすると、そういった面で、本来あるべき図書館サービスの質が低下してしまいます。もっと言えば、パブリックコメントで皆さんが心配されているようなことが、現実には発生し

かねない。そのような状況ともなれば指定管理者制度導入は意味がないと思います。私は別に指定管理制度が悪い、直営方式だけが良いとは必ずしも思いません。川崎市は政令指定の中で十一番目に指定管理者制度を導入するにあたり、随分長く研究、議論してきた、という趣旨の発言を福田市長は（令和5年）8月28日の記者会見でなされました。理想を言えば、残りの政令指定都市九市の担当者の方から、「川崎市さんはすばらしい、我々もぜひ参考にしたいので教えてくれ」と、いわれるような川崎モデルができれば、これは市民の一人である私にとっても誇りに思え、嬉しくなることでしょう。そして、そのとき初めてパブリックコメントに対する市民制度導入反対というのは杞憂であったということが実証できると思います。制度を導入したら、あとは事業会社にお任せではなく、もっと現場に踏み込んだフェイス・トゥー・フェイスの対応がないとせっかくの制度導入の意味がないと思います。3,600万円の経費が削減できましたという数字だけが一人歩きすること、これが最悪の結果だと思っています。

最後に、資料2-6に指定の手の具体的なことが書いてございますけれども、この第4条第2項、私の解釈だとこれは競争入札が応募を回ったけども結果として一社しか応募がない場合は、そこを自動的に指定管理先の事業会社として選定する、ということの意味していると思います。しかし、前々回も申しあげておおり、特命随意契約という指定、それは条例の構成上、仕方がないのかもしれませんが、「(津久井)やまゆり園」のような結末にならないように、最後の砦として、中原図書館の直営事業運営というのは、ぜひとも死守していただきたい。五年後、十年後の見直しのときに、そんな問題が起こるとは思いませんが、どうしてもここは市民のサービスにできていないという声が強かった場合に、指定する事業会社を変更することになる。ところが、ほかから応募がない場合、C社しかなかったもので、今までC社には図書館事業運営上問題があったものの、C社を指定管理先とせざるを得ない、という結末は回避しなくてはなりません。そのためにも、万が一、特命随意契約となりそうな状況が発生した場合、そこは直ちに直営図書館であり、本丸である中原図書館による図書館事業運営に切り替える、というぐらいでなければならない。五年後、十年後を、私は正直心配する次第です。

【米井生涯学習推進課担当課長】 ありがとうございます。モニタリングは、本当にしっかりとやっていかなければいけないと思っています。図書館であれば、選書をどうするか、どう見ていくのか、また、モニタリングをする方の直営館の体制も整えていかなければいけないし、専門性も担保を継続していかなければいけないというところをどうするか、しっかりと考えていかなければいけないと考えています。今、まさにその制度設計をどうしていくのかということは検討させていただいていますが、また御報告していきたいと思っています。

2つ目として、御懸念されている1社のみというところは、本当にそうならないように、事業者のほうにはしっかりと周知やアピールをしていきたいと思っています。

【秋元委員】 分かりました。

【中村議長】 ほかはよろしいですか。

【奥平副議長】 念のため確認ですが、規則第4条の選定について、これは以前お話ししたような気がしますが、図書館の場合は図書館の事業、市民館の場合は市民館の事業を行う上で最も適切と認める法人等を予定者とするところの審査は、学識の方をメンバーとした選定委員会があるということですよ。

【米井生涯学習推進課担当課長】 はい。

【奥平副議長】 年内にもう一度社会教育委員会議がある予定ですよ。当初の予定では、仕様書が出てくるというスケジュール感になっているかと思います。この仕様書について、意見を言う機会を設けてほしいと思いますので、次回また、この指定管理の議案のときには、進捗を御報告いただければなと思っています。

【井口委員】 御説明ありがとうございます。10月6日の委員会でのお話やパブリックコメント等の意見でも、不安の払拭をどうするのかという質問が各所から出て、御回答されているなという印象を持っています。10月6日の時点で、今後の制度設計に取り組んでいくという御回答をされていて、仕様書という言葉が出てきたりしていましたが、この不安解消に向けて制度設計に取り組んでいくという、今、御検討されている制度設計というのは、具体的には仕様書に当たるものになるのでしょうか。いろいろ御検討されて、今後どういうふうに説明の機会を設けられる想定をしているのかというところを御回答いただければと思います。

【米井生涯学習推進課担当課長】 一番大きい制度設計としては、やはり仕様書をどうつくっていくのかというところだと思っています。そのほか募集要項や協定書等がありますが、指定管理者とは様々な形でしっかりとやっていただくための取り交わしはしていくことになります。

【井口委員】 ありがとうございます。そうしましたら、今、お話があった仕様書の素案みたいなものを作成していただけるのかなというところで、そこで具体的に不安払拭ってどういうところに当たるのか、議論できればいいのかなと思います。

【米井生涯学習推進課担当課長】 仕様書の関係については、次回御意見いただければと思いますが、仕様書そのものの形でお渡しをすると、手続上あまりよろしくないの、出し方につきましては、少し形式等を考えさせていただければと思っています。肝になるところについては、しっかりと御意見をいただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

【河村委員】 指定管理者制度になっていくということについては、今すぐというよりも、例えば5年後や10年後に、どういう団体が指定管理を受けて、どういう運営をしていくのかというところを描きながら仕様書を書いていったほうがいいのかという気がして

います。市民生活に直結する社会教育施設の指定管理ということで、1年間にしてもすぐ立派な講座をどんどん開いていくというものよりは、その地域の人たちが自分たちの身近な課題を題材に講座を開いていって、そこからまた新たな活動が生まれていくというような循環をつくっていけるような運営をするにはどういう団体がふさわしいのかなと考えています。市民活動に理解があって支援ができるような団体ということになってくるのかもしれないし、例えばソーシャルデザインセンターは市民館と役割が近いよねみたいな話も出ていたかなと思います。ソーシャルデザインセンターを運営するようなもう少し柔軟な形の団体でもいいのかなという話になるかもしれません。図書館に関しても、専門職というところもちろん必要だと思いますが、社会教育施設というところで今後どういう専門性が必要になってくるのかなとかということもまだ今回は書き切れていないという気がします。ワーキングプアを生み出すのではないかというお話がありましたが、最低賃金よりも高い賃金だからというよりは、多分、指定管理が5年ごとに交代していくというところで、専門職を雇ったとしてももう5年しか雇えない可能性がある中で、その専門職の人たちのキャリアアップというところがどうしても難しくなっていくのかなと思います。専門職を確保する、でも年限があるというところは結構矛盾があるというか難しい問題にもなってくると思いますので、その辺りも含めて5年後、10年後を考えながら仕様書をつくっていったらいいのかなと思っています。

【中村議長】 ありがとうございます。長い目で見て取り組んでいくというお話でした。

ほかにはございますか。ちなみに去年の3回の会議で仕様書に盛り込んでもらいたいことをまとめる予定でした。それで、2回目まではうまくいって、3回目ですべてまとめられませんでした。ここに書いてあるように、社会教育委員会議事は教育委員会に意見することができるのですから、適時性のある議論をちゃんとまとめて教育委員会に出していくことが大事だと思います。これからもそのつもりでしっかりと取り組み、事務局からも適時性のある資料を提供していただきます。今期は、毎回遅滞なく出してくださっていますし、皆さんの意見を反映して頂いていると思いますので、これからもそのように進めていくことが大事だと思います。そうしましたら、今回はこれでよろしいですか。

では、続きまして、報告事項3、教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書について、事務局、お願いいたします。

＜ 事務局から、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関する報告書（令和4年度版）について、資料3に基づき説明 ＞

【中村議長】 はい、何かありますでしょうか。特にコロナ以降になかなか人数が戻ってきていないということですが、いかがですか。

【井口委員】 御説明ありがとうございます。指標で人数がなかなか戻ってきていなくて、目標には達成していないという御説明がありましたが、一方で、令和2年度からは人数が倍以上になっているものの、例えば「悩み・不安が解消した割合」とかは94%とかなり上がっていて人数が倍以上になっているものもあります。数字だけで見ると限りでは

ありますが、そういう点では人が徐々に増えてきて効果も出てきているみたいなのところも見えているのかなと思います。活動としてはすごくよい取組をされているのかなと思いました。

1点、教育という観点でICTを活用していくというところが記載としては多いなところが個人的な関心としてもすごく気になっています。ICTを活用して講座をやっていたり、今後、教育媒体としてICT活用を促進していくなんていうようなコメントがあったというところではあると思いますが、以前この委員会でも御紹介したかもしれませんが、去年の11月頃から総務省のほうで「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」というのがずっと行われてきています。そもそもICTは使うものではありませんが、パソコンやスマートフォンを使うことよりも、教育においてはそれを活用する人間のリテラシーとか倫理観のほうの本質ではないかという時代がもうそこまで来ていると思っています。せっかく今ICTを使っていこうということで、こういった教育の場、地域での教育の中身についても議論される場があるので、国の動きや検討会の教材を参考にしたり、フィードバックを受けたりしながらリテラシー教育というところに重点を置いたICT活用みたいなのところがぜひ進んでいくと、成長に合った教育というのができるのではないかなと思います。ICTというものを使っていくのであればやはりそういう視点はどうしても外せないと思っております。例えばどういったことを懸念するかという点で言うと、もう10年ほど前、2010年か2011年頃に私が通っていた大学でクリエイティブ系の学部がありまして、その動画制作をする授業で学生がつくった動画がかなり問題をはらんでいて倫理的にかなり炎上をしたということがありました。動画というのはツールがあつてそれをどういうふうにつくるか、どういう人間がそれを使うか、その情報をどう処理するかというのが人間の部分になってくるので、ぜひ教育というところで言えばそういった部分をしっかり視点に入れた内容が議論されて実践されていくといいのかなというふうに思いました。

【中村議長】 リテラシー教育、とても大事だと思います。今日は先生方がいらっしゃいますが、御意見がある方はいらっしゃいますか。GIGAスクール構想でICTを結構使われていらっしゃると思いますが、通常で使うときにもやはりそれを使う人の教育がすごく大事だということで、リテラシー教育はどういう感じで行われているのか、教えていただけたらありがたいです。

【岩木委員】 うちの学校は中高一貫で、GIGAスクール構想が始まる前の平成26年から中学校のほうでICT活用を始めまして、高校のほうは平成29年からICTの活用をしております。当初はこれをどんどん使うことを目的としていましたが、現状で言うと、実際いろいろな小学校、中学校でGIGAのスキルアップをしてきた子どもたちが入ってきていますので、現実的には端末はもうあくまで道具であつて、使いたいときに使うし必要でないときには使わないという段階に達してきたかなと思っております。高校では総合的な探究の時間で多く使用しています。市の課題を解決するというのをテーマにゼミごとに研究してそれを最後に発表するというのをやっていますが、発表の形式自体ももう子どもたちに任せています。そうすると、パワーポイントを使うところもあれば

動画編集するところもあるし、自分たちの目的に応じた形でそれを使っておりまして、この発表形式はよかったねとか、あるいは主張がうまく通じたね、みたいな形でお互い評価し合っておりますので、誹謗中傷等で注意する場面もほとんどありません。むしろより効果的に自分の意見を他者に伝えるだとか、目的に合わせてお互いが評価し合って高め合っておりますので、あくまでも道具というような形で使っております。特に教員が端末の使い方についてどうこうということも今はほとんどない、そういうふうに使っております。

【中村議長】 学校の様子を教えてくださいまして、ありがとうございます、そういう子どもたちが育っていくと変わっていくかなという気がします。あとはやはり大人のほうも勉強していかなければいけないのかなという、リテラシーが非常に大事なかなという気がしますね。ほかはいかがですか。

【河村委員】 2020年の実績値が載っていて、私たちも子育て支援センターの運営をしていて実績を毎年振り返りますが、2020年は本当に特殊な、ほとんど活動が行われないような1年だったのであまり参考にならないかなと思っています。無理かもしれないですが、もう1年前の2019年の実績値が載っていればどれぐらい回復したのかというのが分かりやすいと思いました。

もう一つは、「みんなの校庭プロジェクト」というのが53ページに載っていますが、これは主体がどうなっているかというのがよく分からなくて、先生たちが担当されているのでしょうか、それともPTAの人などサポートしている人たちが主体になっているのでしょうか。今後もちろん全国に展開できればすごく良いと思いますが、やはり今、学校の負担軽減というところもすごく課題になっていると思いますし、地域のボランティアが減っているというところもすごく課題になっていると思っています。PTAとか子ども会の活動自体も結構もうなくなりつつあるような地域もたくさんあるような状況で、この社会教育委員会議の中でPTAや子ども会、地域教育会議に関わる方たちが参加されていて、今は本当にその活動をどうサポートするのかとか、次の世代の人たちにどう引き継いでいくのかというところがすごく大きな課題かなというふうにこれを読んで改めて思いました。PTAとか子ども会の活動というのも転換期にあると思っています、これが無くなってしまうと子どもたちを支える人たちは本当にいなくなってしまうのではないかという危機感もあるので、社会教育委員会議でもそういうことについて話し合えるような機会があるといいなと思いました。

【関生涯学習推進課課長補佐】 まず、指標の件でございますが、おっしゃるとおりだと思います。実績値でちょうどコロナが真っ盛りというか、一番ひどい数字になっています。このプランの指標をつくるときに、令和4年度のその前の年、令和3年度に計画をつくるので、さらにその1つ前の年の実績値を見ます。どうしてもシステムの令和2年度の実績値がここに出てきてしまっていますが、実は教育プランは10年計画で立てておりまして、その中の第3期部分になっておりますので、その前の平成31年度であるとか平成30年度であるとかの数值はもちろん参考資料としてはございます。今ここには

数字がないところではございますが、目標値の設定自体がそもそもあまり無理のない範囲というか、実際には目標値の8割とか9割ぐらいが実績としてあって、それを伸ばしていこうというふうにつくられているので、平成31年度の実績とか平成30年度の実績というのはほぼそれぐらいだろうと見ていただけるかなと思います。本日、昔の実績を持ってきていないので、この程度でお許しいただければと思います。

また、「みんなの校庭プロジェクト」の部分につきましては、地域教育推進課のほうから御説明させていただきます。

【大原地域教育推進課長補佐】 皆さん、こんばんは。地域教育推進課課長補佐の大原と申します。よろしくお願いいたします。今せっかく「みんなの校庭プロジェクト」のお話を振っていただきましたので、少し御紹介させていただきます。「みんなの校庭プロジェクト」は、実は子どもたちからいただいた声が発端になっておりまして、子どもたちがなかなかボール遊びとか鬼ごっこですとか、そういうような外でできるような広いスペースがないという声をすごくたくさんいただきました。ただ、公園を広くするとか、公園にも小さい子どもですとか皆さんが使うようなところもあるので、なかなかそこでボール遊びどうぞというふうにもできないというような状況の中で、学校の校庭は広いスペースにはなっているのでそこを公園のように子どもたちに遊んでもらうことはできるかというところが発端になっています。御心配いただいているように、人手不足も確かに課題にはなっているところです。公園ですと、大人の見守りもあります何か支援を受けて遊んでいるというよりはもう子どもたちが自由に遊んでいる状況で、「みんなの校庭プロジェクト」もできれば放課後、自由に子どもたちが遊べるような場所を提供できたらなというような形で動いています。大人の主体者がいるというような取組よりは、「子どもたちが公園のように遊べる場の提供」みたいな形で進めているところです。PTAの方々に協力していただいて、PTAの方々が当番で子どもたちを見守っていただくという形で開放していた実績もありますが、そうするとなかなか大人の都合でもう見守れなくなってしまったからなくしてしまうというようなお話も結構ありましたので、今はここで安全に遊ぶためにはどうしたらいいかということ子どもたちの中でルールを決めてもらって、子どもたちが自分たちの決めたルールを守りながらみんなで楽しく遊べるようにするにはどうしようかというような形で進めているような感じになっています。PTAの方が当番で必ずついてとかいうような形ではなく進めているところです。ただ、中にはPTAの方々がイベント的にこんな形にやったらどうかとか、地域教育会議のほうでもせっかく校庭が使えるので子どもたちに社会教育の力で何かいい経験ができないかなみたいなことでやっていたいただいていることもあります。御説明は以上になります。

【河村委員】 ありがとうございます。

【中村議長】 小学校の先生がいらっしゃいますけれども、これは先生のところでも実施していらっしゃいますか。少し御説明していただけますか。

【森島委員】 本校もコロナで放課後の校庭遊びが無かったのですが、この「みんなの校庭プ

プロジェクト」が始まるというところで少しお試しというところで今動きがあります。地域教育推進課の方にもお世話になってこういうふうに進めていくといいよというのがありますが、今、本校では体育委員会のほうでどんなルールを自分たちで取り入れたらいいのかなということを話し合っています。例えば、遊び道具はどうするか、学校のものを貸してもらえるのか。また、子どもたちはいろいろと習い事があつたりして忙しいので、終了時刻を決めています。学区が広く、1回帰って学校に来るとなるともう遊ぶ時間がなくなってしまうので、家に帰らずにそのままランドセルを置いて校庭で遊べるということにしています。時間のほうは16時までにはしていますが、校庭もそこまで広くはなく、人数も多いので、曜日によって学年を分けることや、毎日では少し厳しいところもあるので何曜日と何曜日はできるかなというようなことも決めています。遊び道具のほうは、今もちろん家から持ってこられないので、学校でここまでは貸せるけれど、片づけをきちんとしないとできないよねという、そこはもう子どもたちが決めてやっていると、やっと夏休み前に1回やりました。夏休み後にもやろうと思いましたがあまりにも暑くて危険と判断したので、少し涼しくなってからまた今、やり始めているところです。また子どもたちがもう少しこういうことをやりたいとか、もう少しこうなるといいなという声がこれから出てくるかなと思います。

【河村委員】 わくわくプラザの開設も同じ時間帯だと思いますが、その辺りはエリアで分けるとかそういうことですか。

【森島委員】 そうですね。わくわくプラザももちろん使うので、うちはわくわくプラザが16時まで中は活動していて、16時以降外に出てくるということになっています。今は日がまだそこまで短くないですが、そこら辺はもしかしたら時間を考えてやらなければいけないかもしれませんし、あとはそれこそ校庭シェアリングですよ、わくわくプラザはここまでねとか、放課後残って遊んでいる子どもたちはここからというところでそこも考えていかなきゃいけない。でも今はちょうど時間でうまく割り振られています。

【河村委員】 ありがとうございます。

【中村議長】 子どもたちが自分たちで決めていくというのがすごいですね。

【森島委員】 はい。それはいろいろと教えていただいて、こうするといいよと。大人が勝手に決めてしまうといろいろあると思うので、みんなが決めたことだよねと言うと納得すると思います。

【中村議長】 とてもすてきなお話を聞かせていただいて、ありがとうございました。ほかには何かございますか。

【奥平副議長】 基本戦略Ⅶの「いきいきと学び、活動するための環境をつくる」というところの53ページ辺りですが、教育改革推進会議というのはいつ開催されたんですか。

【関生涯学習推進課課長補佐】 8月に開催されていると記憶しております。

【奥平副議長】 指定管理に関する言及がここにはないと思っております。ここにも「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえというところの最後の部分には指定管理導入の話が出ていたと思いますが、今回の計画期間が令和7年度までをおおむね想定されているのでその期間内に指定管理が入らないからというようなことなのか分からないですが、今後の取組の方向性という54ページのところ、このところに指定管理によるサービス向上の狙いみたいなものが入っているのかなという感じがしています。特に言及がないのは年度の切替えとちょうどそれが重なることなのか何なのかというところが私としては気になるところです。なので、その教育改革推進会議のメンバーの中からそのような御指摘とかお話はなかったのかなということを知りたかったです。

【関生涯学習推進課課長補佐】 教育改革推進会議での議論の内容について、テキストで載せている以上のことをリサーチはしておりませんのでここで正しいことがお伝えできるか分かりませんが、特に指定管理者、直営といった切り口での教育プランではなくて、基本的には教育施策として委託だろうが直営だろうが指定管理だろうがこういった取組がまず課題となっていて、その課題を解決していくためにはどんな取組をしていかなければいけないかという計画を立てさせていただいて具体的な取組をやっていくという部分になりますので、特段、指定管理者制度導入といったものを切り取っての議論というのは教育改革推進会議の中ではされていなかったようには記憶しております。

【大島生涯学習部長】 私は教育改革推進会議のときに同席しておりました。この部分に関しては教育プランに掲げている目標であるとかそういったことに対する御意見をいただくという場ございましたので、特段、指定管理を切り取った切り口での議論や御意見はなかったと認識しております。

【奥平副議長】 担い手が民間であるかどうかというところがこだわられたことなのかもしれませんが、やはりサービス向上であるとか、そういうことがその導入のための目的だということだとすれば、言及があっているのかなとも思いますし、これは令和7年度以降また改めて10年程度の計画を立てる中のプランの中には、その担い手としての民間業者の役割みたいなものが記載されてもいいのかなと私は思いましたので、確認させていただきました。

【山口生涯学習推進課長】 私もこの会議に出たことはありませんが、基本的に単年度の事業によって取組の目標についての進捗を確認するものなので、指定管理についてはただ導入していけばそこにおける実績ですとか、まさに施策上の効果が現れてきた際にそういった部分の判断というのはあるのかなということで、今回導入することについての議論を進めている年度になりますので、そういうところの切り口ではなかったのではないかなと考えるところです。

【中村議長】 では、そろそろお時間なので、これに関してはよろしいでしょうか。

その他について、委員から何かございますか。なければ、これで議事を終了させていただきます。事務局にお返しします。

【事務局】 議長、ありがとうございました。

ちょうど8時30分となりましたのでここで終了させていただきたいと存じますが、事務連絡事項がございます。次回の第6回の定例会でございますが、12月下旬に開催の予定をしております。日程の調整につきましては本日お示ししておりませんが、後日改めてメール等で日程調整のほうをさせていただきたいと存じますので、御協力のほどお願いいたします。

もう1点、本日を迎えるに当たり、委員の方から御質問をいただいておりますので、そのことを御案内させていただきたいと思っております。この社会教育委員会、毎回、日程調整、夜の時間帯で調整しているということで、何で夜なのだろうかという御質問をいただきまして、事務局のほうで振り返ったところ、例年夜にやっているので夜やらせていただいているというものでした。もともと昼間にお勤めがあったり、出てくるのが夜のほうが都合がいいよねということで始まっているかもしれませんが、夜でなければならぬという理由を改めて振り返ったところ見受けられませんでしたので、実際に12月の日程調整につきましてはそこら辺を配慮していきたいなというふうに思っております。できましたら午後を含めまして日中の午後と夜間、この二つの時間帯を含めて日程調整のほうをさせていただきたいなと思っております。おおむね2時であるとか3時であるとか、そこは考えさせていただきますが、調査をさせていただきますので、その中で状況のほうを拝見させていただいてまた皆様に御報告したいと思っておりますし、今後のやり方として調整してまいりたいと思っております。事務連絡事項につきましては以上となります。

その他、資料等で何かまたお気づきの点等ございましたら、忌憚なく事務局のほうまでお寄せいただければと存じます。

それでは、以上をもちまして終了とさせていただきます。ありがとうございました。